

令和2年度中小企業庁委託事業

## 下請かけこみ寺活用事例集

公益財団法人全国中小企業振興機関協会

# 下請かけこみ寺本部

## 目 次

【ご利用にあたっての注意事項】 .....	1
令和2年度下請かけこみ寺活用事例(新規)	
I. 下請代金法関係	
①適用範囲 .....	2
②書面の交付 .....	3
③買ったたき .....	4
④受領拒否 .....	5
⑤支払遅延 .....	6
⑥返品 .....	7
⑦不当なやり直し .....	8
⑧購入・利用強制 .....	9
⑨不当な経済上の利益の提供要請 .....	10
II. その他	
①継続的な取引における取引停止の予告 .....	11
②リース契約の解約 .....	12
③契約成立前の費用の負担 .....	13
III. ADR(裁判外紛争解決手続き)	
①事件1 .....	14
②事件2 .....	14

## 【ご利用にあたっての注意事項】

1. 本活用事例集は、下請かけこみ寺の相談事業について理解を深めていただき、多くの中小企業の皆様に、企業間取引に係る紛争の解決等に下請かけこみ寺を利用していただくために作成したものです。
2. 本活用事例集の作成にあたっては、下請かけこみ寺に相談があった事例を参考にしつつ、分かりやすく作成しました。  
また、相談者等の秘密保持の観点から、掲載事例は実際の個々の相談事例と異なるものであることにご留意願います。  
相談活用事例については、取引相手方企業が明らかに下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)に違反しているおそれがあり、相談者が行政による厳正な法の執行を求めた場合の事例は掲載していません。
3. 実際のトラブルは少し事情が異なるだけで結論が全く異なってしまう場合もありますので、実際の相談は、最寄りの下請かけこみ寺の専門家にご相談するようにしてください。
4. 下請かけこみ寺では、中小企業の皆様方の債権回収代行は出来ませんが、債権回収や疑問点解決のための助言をさせていただいておりますので、遠慮なく相談してください。  
なお、下請かけこみ寺で受けた相談内容は、情報が漏洩しないよう厳重に管理しております。

## 令和2年度下請かけこみ寺活用事例

### I. 下請法関係

#### ①適用範囲

##### 《相談内容》

A社(資本金:3億円)は、食品加工・製造業です。定期的に自社工場の清掃を行っているのですが、B社(資本金:1000万円)に清掃と防菌、防虫・防鼠等の処理を依頼する場合、下請法上、どのように考えればいいのでしょうか。

##### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

下請法上の役務提供委託は、事業者が、他者に対し業として役務を提供する場合、その役務の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいいます。

例えば、他者からの運送、ビルメンテナンス、情報処理等の各種サービスの提供を請け負った事業者が、それらのサービスの提供を他の事業者へ委託することをいいます。

下請法第2条第4項の役務提供委託とは、「(業として行う)提供の目的たる役務」であり、事業者が他者に提供する役務のことをいいます。したがって、事業者が自ら用いる役務は含まれません(自ら用いる役務について他の事業者へ委託することは、下請法上の「役務提供委託」には該当しません)。

設問については、自社工場の清掃等を依頼するということですので、A社が自ら用いる役務のB社への委託であり、下請法上の「役務提供委託」には該当しないと考えられます。

##### 《留意点、考え方等》

下請取引適正化推進講習会テキストの「役務提供委託(法第2条第4項)」に記載されている内容を確認し、判断を試みてください。

[\(目次に戻る\)](#)

## 令和2年度下請かけこみ寺活用事例

### ②書面の交付

#### 《相談内容》

A社(資本金:9500万円)は、B社(資本金:800万円)に対して、精密機器の特殊部品の発注をするに際して、得意先との間で代金がなかなか決定できなく、納期も迫っていることもあり、やむを得ず下請代金の額については、記載せずに発注をしました。なお、下請代金については、決定しだい通知することとしましたが下請法上、問題となりますか。代金を未記載で発注することについては、下請事業者の同意を得ています。

#### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

親事業者は、下請取引において発注をしたときは、下請事業者に対し、下請法第3条に規定する具体的な必要記載事項を記載した書面を直ちに交付する必要があります。

ただし、必要記載事項であっても、その内容について「記載できない正当な理由がある事項」(特定事項)については、発注書面(当初書面)に、当該事項を記載せずに発注を行うことができます。ただし、その場合、当初書面には「記載できない正当な理由」及び「内容を定めることとなる予定期日」を記載し、当該特定事項が確定したら、直ちにその内容を記載した書面(補充書面)を下請事業者に交付する必要があります。

設問の場合ですが、下請代金は、A社とB社の問題であって、A社と取引先で代金が決まらないかどうかは関係なく、このような事情では、客観的に認められる正当な理由があるとはいえないでしょう。従って、親事業者であるA社は得意先との間の代金の額の決定いかんに関わらず、下請事業者であるB社と十分な協議を行い、下請代金の額を決定して、発注書面の交付を行うこととなります。

#### 《留意点、考え方等》

下請取引適正化推進講習会テキストの「例外的な書面の交付方法」を確認し、十分な協議をなされることを試みるのが、大事であると考えます。また、発注書面に記載すべき事項も確認されることが大事です。

協議の内容を文書・書面化しておくことも大切であります。

[\(目次に戻る\)](#)

## 令和2年度下請かけこみ寺活用事例

### ③買ったたき

#### 《相談内容》

親事業者 A 社(資本金:2億円)は、下請事業者 B 社(資本金:1000万円)に自社が販売している運搬用機械の部品等の製造を依頼しています。A社の取引環境等が厳しいため、B社への発注数量も減少傾向にあります。このような厳しい状況において、例年実施している単価の見直しをA社が行うことは下請法の「買ったたき」に該当しますか。

A社は、単価を下げたとしても、今後、景況が上向きになり厳しい取引環境等から脱却できて、A社の受注量が増えれば元の単価に戻すことも考えていると言っています。

#### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

相談の内容をもって、直ちに、「買ったたき」との判断にはなりません。買ったたきは、下請代金の額の決定に当たり、十分な協議もしないで一方的に、市価に比べて著しく低い額を下請代金とする行為であり、買ったたきに該当するか否かについては、対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常支払われる対価、当該給付に支払われる対価との乖離状況、当該給付に必要な原材料等の価格の動向などの要素を勘案して総合的に判断されます。

下請代金を決定するに当たっては、下請事業者から見積書を提出してもらった上で十分に話し合い、双方の納得のいく額とすることが大切です。

#### 《留意点、考え方等》

「買ったたき」に該当するかどうかを直ちに判断するのは難しいと考えます。相談者 A 社としてもデータを整理する等してもう一度十分な協議をなされることを試み、一方的に単価の決め方にならないように双方で十分な協議をし、納得いくことが大事であると考えます。

[\(目次に戻る\)](#)

## 令和2年度下請かけこみ寺活用事例

### ④受領拒否

#### 《相談内容》

A社(資本金:20億円)は、自社で販売しているオートバイの部品の製造を下請事業者(資本金:2000万円)に委託しています。委託する際に、仕様書を交付するとともに、注文書を交付し、委託しております。下請事業者は、あらかじめ定められた納期に部品を完成させ、納品を行いました。しかし、下請事業者が納品した部品について、A社は、仕様書で明確に定められたサイズ等に相違したという理由により、下請事業者からの受領を拒否しました。A社の行った受領拒否には問題がありますか。

#### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

親事業者は、下請事業者の給付に対して受領を拒むことができないのが原則ですが、下請事業者との間で事前に合意した規格・品質が合わない製品等が納品されたとき、納品された製品等に欠陥があるような場合など、「下請事業者の責に帰すべき理由」がある場合には、親事業者は下請事業者の給付の受領を拒むことができます。

当該設問のように、下請事業者が製造・納品したオートバイの部品は、仕様書で明確に定められたサイズ等と異なっていることから、「下請事業者の責めに帰すべき理由」があると思慮され、当該給付を受領しなくても下請法に違反していないと思われます。

#### 《留意点、考え方等》

下請取引適正化推進講習会テキストを確認し、きちんと親事業者、下請事業者とが話し合いを検討され、十分な協議をして双方で納得をされることが肝要です。

また、下請事業者に責任があるということをきちんと合理的な根拠を示して説明をすることが大事だと思います。

[\(目次に戻る\)](#)

## 令和2年度下請かけこみ寺活用事例

### ⑤支払遅延

#### 《相談内容》

建物の設計図の作成を委託しているA社(資本金:5000万円)は、依頼先の建築設計事業者のB社(資本金:500万円)に下請代金の支払制度を毎月末日納品締切、翌月末日支払(現金振込)の支払制度としています。今月分の下請代金の支払日が金融機関の休業日となる6連休の初日に当たることになったのですが、支払日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日に支払うことについて、あらかじめ下請事業者と書面で合意していたので、6連休明けに順延して支払いました。下請法上、問題ではないでしょうか。

#### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

相談者A社とB社との取引内容は、設計図面の作成を委託していることから、「情報成果物作成委託」に該当すると考えられます。また、資本金区分も基準を満たしていますので、下請代金法が適用される取引と考えられます。

下請法では、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たる場合は、「順延する期間が2日以内であり」、かつ、「親事業者と下請事業者との間で支払日を金融機関のよく営業日に順延することについてあらかじめ書面化されているとき」には、結果として受領日から60日(2か月)を超えて下請代金が支払われても、「下請代金の支払遅延の禁止」の規定には違反しませんが、当該設問のように、2日を超えて順延したことにより、順延後の支払期日が受領日から60日を超えて下請代金が支払われた場合には、下請法違反となります。

#### 《留意点、考え方等》

下請取引適正化推進講習会テキストを確認し、A社ともう一度、話合いの場を検討され、十分な協議をして双方で納得をされることが肝要です。

[\(目次に戻る\)](#)



## 令和2年度下請かけこみ寺活用事例

### ⑥返品

#### 《相談内容》

A社(資本金:1000万円)は、B社(資本金:8000万円)から染色加工を委託されているが、B社が受領する加工品について、受領時に自社では受入検査を行わず、A社に対し口頭で受入検査を委任していたところ、受領した3か月後に、以前は問題にしていなかった色むらをB社に指摘され、当該色むらはA社の責任による契約内容不適合(瑕疵等)であるとの理由により、加工品が返品をされました。

しかし、A社は納めている部品について常に不良品を出しているわけではないものの、今後もB社と仕事を続けていきたいと考えていたため、返品を受け入れてしまいました。

A社としては、この返品に納得がいかないため、B社に受領してもらい、代金を支払ってもらいたいと考えているのですが、どのようにB社と交渉すればいいですか。

#### 《かけこみ寺アドバイス内容》

相談者A社とB社との取引内容は、染色加工の委託であることから、「製造委託」に該当すると考えられます。また、資本金区分も基準を満たしていますので、下請法が適用される取引と考えられます。下請法上、B社が自社で受入検査を行っておらず、A社に口頭で受入検査を委任している場合に、その商品を返品することは「返品の禁止」の規定に違反の恐れがあります。仮にB社が自社で受入検査を行っていたとしても、今回のように検査基準を恣意的に厳しく運用し、従来であれば問題としなかった色むらについて契約内容不適合(瑕疵等)があるとして返品する場合には、やはり違法な返品が問題になるでしょう。

#### 《留意点、考え方等》

返品とは、受領した物品等を返して、再び受け取らない事であり、受領した物品等をいったん下請事業者に戻しても、それを修補させて再納入させたり良品に交換させたりすることはやり直しに該当します。

下請取引適正化推進講習会テキストを確認し、A社ともう一度、話合いの場を検討され、十分な協議をして双方で納得をされることが肝要です。もう一度、十分な協議をなされることを心がけることが大切です。

[\(目次に戻る\)](#)

## 令和2年度下請かけこみ寺活用事例

### ⑦ 不当なやり直し

#### 《相談内容》

工作機械メーカーのB社(資本金:2億円)は、取引のあるA社(資本金:1000万円)に、金型の製造を依頼しました。A社は仕様書のとおり金型を製造し、B社に納品をしました。しかし、納品後、B社が検査基準を一方的に変更した結果、今回納品をした金型は、従来の基準であれば合格をしていたにもかかわらず、変更後の検査基準においては、不合格となり、再度、口頭でのやり直しを命じられ、しかもやり直しに要した費用については、全く、代金を支払ってられません。

このような行為は、なにか問題となるのでしょうか。

#### 《かけこみ寺アドバイス内容》

相談者B社とA社との取引内容は、仕様書に基づいて、金型の依頼をしているので、下請法上の製造委託と考えられます。また、資本金区分も基準を満たしていますので、下請法が適用される取引と考えられます。

設問によれば、A社は、B社の仕様書のとおり金型を製造したにもかかわらず、B社が事後に一方的に検査基準の変更を行っていることから、A社の責めに帰すべき事由がないと判断できれば、B社の行為は「不当なやり直し」の禁止に違反しているおそれがあります。この場合、やり直しに係る費用は、B社が負担をすべきこととなります。

#### 《留意点、考え方等》

受領した物品等をいったん下請事業者に戻しても、それを修補させて再納入させたり良品に交換させたりすることはやり直しに該当します。

しかし、本件の場合、下請事業者の責めに帰すべき事由も無いと思われますことから、下請取引適正化推進講習会テキストを確認し、B社ともう一度、話し合いの場を検討され、十分な協議をして双方で納得をされることが肝要です。

[\(目次に戻る\)](#)

## 令和2年度下請かけこみ寺活用事例

### ⑧購入・利用強制

#### 《相談内容》

工作機械メーカーの親事業者B社(資本金:3億円)は、取引のある下請事業者A社(資本金:1000万円)に、B社が自ら指定するリース会社からの工作機械をリースするよう、取引の担当部長を通じて要請しました。しかし、A社は既に同等の性能の工作機械を購入し保有していることから、一旦はリース契約の要請を断ったものの、その後も、再三担当部長から電話の要請があり、今後の取引にも影響があるかもと考え、リース契約を結んでしまいました。

このような行為は、なにか問題となるのでしょうか。

#### 《かけこみ寺アドバイス内容》

下請法上、購入・利用強制の禁止になると思われます。利用強制の対象は、親事業者が指定するリース、保険等のサービスの利用が該当します。

下請取引適正化推進講習会テキストには、下請事業者が購入・利用する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入・利用する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて親事業者が指定する物品・サービスの購入・利用を要請することは、購入・利用強制に該当するおそれがあると記載されています。

親事業者に当該テキストを確認してもらいながら下請法の該当部分を示しながら双方で十分な協議をすることが大事です。

#### 《留意点、考え方等》

下請取引適正化推進講習会テキストを確認し、B社ともう一度、話合いの場を検討され、十分な協議をして双方で納得をされることが肝要です。

[\(目次に戻る\)](#)

## 令和2年度下請かけこみ寺活用事例

### ⑨ 不当な経済上の利益の提供要請

#### 《相談内容》

親事業者A社(資本金:5億円)は、精密機械部品の製造を委託している下請事業者B社(資本金:3000万円)に対し、量産が終了している部品の金型を、生産終了後も長期間無償で保管させています(金型の所有権はA社であります)。B社としては、保管やメンテナンスに要する費用が重くのしかかって困っているのですが、どのように対応すればいいでしょうか。

#### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

親事業者が下請事業者に対して、自己のために金銭等の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害することは、下請法上の「不当な経済上の利益の提供要請の禁止」の規定に違反します。本件の場合、A社が、製造の委託が終了した部品の金型を、下請事業者に無償で保管させ続けることは、保管という役務の提供であり、B社に特段のメリットもないことから、その利益を不当に害していると考えられますので、下請法上は、当該規定に違反すると思われる。

#### 《留意点、考え方等》

一度、下請取引適正化推進講習会テキストを自社で内容を確認し、当該親事業者との間で協議の場を検討し、十分な協議を試みては如何でしょうか。

[\(目次に戻る\)](#)

## 令和2年度下請かけこみ寺相談活用事例

### II. その他

#### ①継続的な取引における取引停止の予告

##### 《相談内容》

当社(資本金:3億円)は、下請事業者(資本金:1000万円)との取引を15年余に亘って行ってきましたが、製造している製品の需要が景気の低迷等により落ち込んでおり、今後も回復には余り期待できない状況にあります。このため、当社も製品の製造を大幅に減産しなければならない状況にありますので、やむを得ず製品外注を停止することを社内で検討しています。取引を停止する場合、下請中小企業振興法の振興基準において、「下請事業者の経営に著しい影響を与えないように配慮し、相当の猶予期間をもって予告するものとする。」と規定されておりますが、どのように対処したらよいでしょうか。

なお、取引基本契約書には、取引を停止する場合、個別契約に係る最終納期の3か月前までにその旨を予告するものと規定されております。

##### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

振興基準は、下請中小企業振興法第3条により、経済産業大臣が定めることとされています「下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」であります。振興基準では、親事業者と下請事業者双方が適正な利益を得て、サプライチェーン全体の競争力向上につなげていく観点から、下請取引における下請事業者の事業運営の方向性や親事業者が行う発注等の在り方を具体的に示しています。また、振興基準に定める取組を促すとともに、問題となりうる行為について注意喚起もしております。今回の件については、基本的に基本契約書の規定に従って行為することになりますが、下請事業者の納得を得るためにも、下請事業者との間で十分な協議を行い、貴社の事情などをきちんと説明されるとよいでしょう。

##### 《留意点、考え方等》

下請中小企業振興法に基づく振興基準は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者によるべき一般的な基準を定めたものであり、振興基準に定める事項について、主務大臣は、下請事業者又は親事業者に対し指導・助言を行うことがあります。ただし、指導・助言は行政指導であって、振興基準に違反した場合の行政処分や罰則はありません。十分な双方の協議が大事です。

[\(目次に戻る\)](#)

## 令和2年度下請かけこみ寺活用事例

## ②リース契約の解約

## 《相談内容》

個人事業者A社のところへ、ある事業者B社の営業担当が訪問してきました。B社の担当の説明では、B社の節電器を設置すれば電気の使用量が60%ぐらい節約できるということだったので、十分な説明も聞かず、また契約書もよく確認せずに、当該節電器に関するリース契約書に署名してしまいました。

効果に不安もあったので、その旨担当者に伝えたところ、効果が得られない場合には、半額の支払いでよいとの条件を口頭で言われていたのですが、一定期間使用したものの、効果が得られませんでした。B社に対し現場にきて点検・確認するなど、なんらかの対処をして欲しいと再三要請をしましたが、担当者が退職したなど言い逃れするばかりでまったく誠意がありません。Aがこのリース契約を解約するには、どうしたらよいでしょうか。

## 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

事業者間の契約は消費者法の適用がありませんので、例えば、忙しくて十分な説明を聞かなかつた、あるいは相手方の提示した契約書は後で確認することとしてとりあえず押印してしまったなどといった理由で解約や取り消しをすることが原則として困難なため、トラブルになることがあります。契約を結ぶに当たっては、慎重な対応を心がけ、後になってリース等の負担のみが残ってしまったなどにならないように注意されることが大事です。また、説明どおりの節電の効果を得られない場合には、相手方が具体的にどのような責任を負うかなどについて、説明があった場合、口頭で済まらず、書面で提示させることが必要でしょう。今回のようなケースでは、一度、弁護士に相談され、アドバイスを確認されてから、相手方と交渉するとよいでしょう。

## 《留意点、考え方等》

リース契約の申込みにあたっては、説明内容と申込書をきちんとチェックし、解約に対して相手方が説明した約定になっているかどうか確認されることが大事です。また、個人事業者を狙う悪徳商法まがいの業者もおりますので、うかつに契約しないように注意する必要があります。

[\(目次に戻る\)](#)

## 令和2年度下請かけこみ寺活用事例

## ③契約成立前の費用の負担

## 《相談内容》

A社(資本金:800万円)は、清掃業を営む会社であります。取引先事業者であるビルメンテナンス業務を営んでいるB社(資本金 1 億円)から、B社の取引先である遠方のホテルからホテル内の清掃業務の依頼があったが、A社にも一部お願いしたいとの申し出があったので、現地に一緒に出向いて確認の上試しに現場の清掃を行いました。ところがその後、B社の担当者からは、当該ホテルの予定が変わって清掃依頼がキャンセルされたので、今回の清掃作業はサービスでお願いすると言われました。しかし、当社も旅費、事務費等がかかっているのです。その分請求をしたいことをB社に伝えたのですが、支払ってくれませんが、B社の対応は法律上問題はないのでしょうか。なおB社と当社との取引額は、当社の売り上げ全体の7割弱を占めています。

## 《かけこみ寺アドバイス内容》

契約の交渉をする際に、予め現場の調査等を実施することはあると思われませんが、多くの場合、当該費用については営業活動経費として今後の取引で回収することを想定していることが多いと思われれます。今回のケースでは、調査後の契約が成立したか否かが不明ですが、旅費等の費用を請求したいのであれば、その根拠が必要になります。これは、難しい判断となりますので、無料弁護士相談にて専門家のアドバイスを確認されるとよいでしょう。

## 《留意点、考え方等》

例えば、調査などで費用が高額となることがありますが、双方で協議をし、予め相手方にかかった費用について応分の負担を依頼し、十分な協議をなされることを心がけることや書面化にしておくことなども大事です。

[\(目次に戻る\)](#)

## 令和2年度下請かけこみ寺活用事例

### Ⅲ. ADR(裁判外紛争解決手続き)

#### ①事件1

(概要) A社(大型給湯機器設計・設置会社)は、B社(業務用給湯機器販売会社)より大型給湯器の設置工事を請負い、工事を開始したところ、設置場所の変更等があり、A社は当初見積額より、設計変更分70万円増額の見積書を再提出した。ところが、B社は当初見積額による設置工事を主張したため、工事を中断し、70万円増額分も含めた設計・工事代金全額の請求をしたが、増額分の支払いを拒否され、当初見積額の支払いを受けたため増額分の支払いを求め調停を申立てした
(申立人主張) 設計・工事代金の残額分支払い
(相手方主張) B社は、中断後の工事を他社に依頼し完了させ、顧客に引き渡していたため、A社に対しては、工事を完了させていないので残額分の支払いは出来ないと主張
(調停結果) 調停弁護士による調停を3回実施した結果、設計・工事代金の残額のうち、A社が負担した部分の工事代金を支払うことで和解した。

#### ②事件2

(概要) A社(工務店)は、注文住宅建築専門のB社から建築工事を5,860,000円で請負い、工事を行い引き渡したが、工事代金が支払われないので調停を申立てした
(申立人主張) 建築工事代金の即時支払い
(相手方主張) 資金繰りの悪化で経営不振のため分割での払い
(調停結果) 調停弁護士による調停を2回実施した結果、B社は支払いの意思はあるものの、資金繰りの関係から一括での支払いは困難であると判断した。そこで、A社に対する支払いを6回の分割払いにすることで和解した。

[\(目次に戻る\)](#)